**この例を参考に、「一時預かり事業実施要綱」の作成をお願いします。**

**○○保育園一時預かり事業実施要綱**

○○保育園

（目的）

第１条　この要綱は，保護者の就労等による断続的又は継続的な保育や疾病等による緊急時の保育等に対応するため，○○保育園が行う一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第２条　事業の内容は，次のとおりとする。

１　非定型保育サービス事業

保護者の就労，職業訓練，就業等により，月６４時間未満を限定として断続的に家庭保育が困難

となる児童に対する保育サービス事業

２　緊急保育サービス事業

　　　保護者の疾病，災害・事故，出産，看護・介護，冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により，

緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業

３　私的理由による保育サービス事業

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により，一時的に保育が必要

となる児童に対する保育サービス事業

４　継続的利用保育

　　　保護者の就労，職業訓練，就学などにより，月６４時間以上家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業

（対象児童）

第３条　事業の対象となる児童は，原則として児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２４条第１項の規定による保育の実施対象とならない健全な生後５ヶ月以上の就学前の児童とする。

（定員）

第４条　事業の一日当たりの利用定員は第２条各号に規定する事業の利用児童を合計して概ね１０名以内とする。

（職員）

第５条　事業を担当する職員は原則として保育士を複数配置するものとする（ただし，小規模保育事業と当該一時預かり保育事業とが一体的に運営される場合であって，当該一時預かり事業を実施する小規模保育事業所の職員（保育従事者に限る）による支援が受けられる場合には，保育士１人で処遇できる乳幼児の範囲において，保育従事者を１人とすることができる）。

２　保育士資格保有者の配置比率は，小規模保育事業Ａ型で全員，Ｂ型で２/３以上とする。

３　施設長は，事業を担当する保育士以外の職員の協力が得られるよう体制を整えるとともに，入園児童の処遇に支障のないよう十分に留意するものとする。

（保育時間）

第６条　事業の保育時間は，月曜日から土曜日までの午前７時から午後６時までとする。

（事業の利用申し込み）

第７条　事業の利用を希望する保護者は，一時預かり事業利用申込書（様式第1号）及びその他の必要な書類を添えて，施設長に提出するものとする。

（事前の利用決定など）

1. 施設長は前条の申込書などにより内容を審査の上，利用の可否を決定し，一時預かり事業利用承認通知書（様式第２号）または一時預かり事業利用不承認通知書（様式第３号）により，保護者に通知するものとする。

（事業の利用期間）

第９条　第２条各号に規定する事業の利用期間は，次のとおりとする。

（１）　非定型的保育サービス事業及び継続的利用保育サービス事業の利用期間は，申込を行った当該年度末までの必要な期間とし，翌年度も引き続いての事業の利用を希望する場合は，再度事業の利用申込を行うものとする。

（２）　緊急保育サービス事業の利用期間は，保育を開始した日から起算して２週間を超えないもの

とする。ただしやむを得ない事情のときは，最大４週間まで（出産を事由とする場合には，最大８週間まで）利用することができる。

　　 （３）　私的理由による保育サービス事業の利用期間は，原則として週３日を限度とする。

（事業利用の承諾取消）

第10条　施設長は次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には，利用の承諾を取り消すことができる。

　（１）　対象児童として要件を満たさなくなったとき。

　（２）　虚偽の申込みやその他の不正な手段により，利用の承諾を受けたとき。

（３）　その他やむを得ない事由により，当該当児童の保育を継続することが困難と認められたとき。

（対象児童の健康診断）

第11条　事業のうち，非定型的保育サービス事業及び継続的利用保育サービス事業の対象児童につい

ては，申込み時に児童の健康状態などを充分に把握するとともに，入園児童に準じて健康診断を実施

するものとする。ただし，すべての対象児童について一斉に実施することが困難な場合には，保護者から個別に「診断書」を徴することとしても差し支えないものとする。

２　事業のうち，緊急保育サービス事業及び私的理由による保育サービス事業の対象児童については，

申込み時に児童の健康状態などを充分に把握するなど，入園児童の処遇に支障のないよう留意するも

のとする。

（対象児童の処遇）

第12条　対象児童の処遇は，この要綱に定めるもののほか，入園児童に準ずるものとする。

（事業の利用辞退）

第13条　事業のうち非定型的保育サービス事業及び継続的利用保育サービス事業の利用を辞退しようとする保護者は，事前に一時預かり事業利用辞退届（様式第４号）を施設長に提出しなければならない。

（保護者の費用負担）

第14条　対象児童の保護者は，別表に定める事業の実施に要する費用の一部を負担するものとする。

（細目）

第15条 この要綱に定めるもののほか，事業の実施に関し必要な事項は，施設長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日より用いる。

別表：一時預かり事業保護者負担分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（対象児童１日あたり日額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象児童の属する世帯の区分 | ３ 歳 未 満 児 | ３ 歳 以 上 児 |
| 生活保護法（昭和25年法律第 144号）による被保護世　帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰　国の促進並びに永住帰国した中残留邦人等及び特定　配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第　　30号）による支援給付受給世帯 | ０円 | ０円 |
| 上記の世帯を除き当該年度分（４月分から６月分まで　の利用料を決定する場合は，前年度分）の市町村民税非課税世帯及び所得税法（昭和22年法律第27号）による寡婦・寡夫控除が適用されないひとり親家庭で，かつ寡婦・寡夫控除が適用されたものとみなすことによって，当該年度分（４月分か　ら６月分までの利用料を決定する場合は，前年度分）市町村民税が非課税となる世帯 | ０円 | ０円 |
| その他の世帯 | ２，４００ 円 | １，２００円 |

備考

１　利用日の属する月の初日現在の満年齢により，保護者負担額の決定を行うものとする。

２　半日利用の場合の保護者負担額については，この表に定める１日当たりの保護者負担額の２分の１の額とする。

３　「半日利用」とは，午前７時30分から午後０時45分まで又は午後０時45分から午後６時までのいずれかの時間内における利用をいう。

４　上記保護者負担額のほかに飲食物費として日額 300円

を実費負担とする。ただし，半日利用でおやつのみの飲食の場合は，100円とする。

５　子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第１項に規定する支給認定（法第19条第１項第２号又は第３号に該当するものに限る。）を受け，法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業（以下「保育施設等」という。）の利用待機となっている児童が継続的利用による一時預かりを利用する場合は，一月の利用料の上限を50,000円とする。ただし，仙台市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年１月13日仙台市規則第２号）別表第二に規定する利用者負担額が50,000円を超える場合は，別表第二により算定された額を上限とする。

**この例を参考に、「一時預かり事業実施要綱」の作成をお願いします。**

**○○保育園一時預かり事業実施要綱**

○○保育園

（目的）

第１条　この要綱は，保護者の就労等による断続的な保育や疾病等による緊急時の保育等に対応するため，○○保育園が行う余裕活用型一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第２条　事業の内容は，次のとおりとする。

１　非定型保育サービス事業

保護者の就労，職業訓練，就業等により，月６４時間未満を限定として断続的に家庭保育が困難

となる児童に対する保育サービス事業

２　緊急保育サービス事業

　　　保護者の疾病，災害・事故，出産，看護・介護，冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により，

緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業

３　私的理由による保育サービス事業

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により，一時的に保育が必要

となる児童に対する保育サービス事業

（対象児童）

第３条　事業の対象となる児童は，原則として児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という）第２４条第１項の規定による保育の実施対象とならない健全な生後５ヶ月以上の就学前の児童とする。

（定員）

第４条　事業の一日当たりの利用定員は入所定員に空きがある場合にその人数とする。ただし職員の配置基準は第５条第１項及び第２項を満たすこと。

（職員）

第５条　事業を担当する保育従事者は事業所の在籍児童と一時預かり保育事業の利用児童を併せたうえで児童数に対する年齢別配置基準を満たすこと。

２　保育士資格保有者の配置比率は，第５条第１項を満たしたうえ，（各地域型保育事業の実施に必要な割合（小規模保育事業Ａ型で全員，Ｂ型で２/３以上など））とする。

３　施設長は，事業を円滑に実施できる体制を整えるとともに，入園児童の処遇に支障のないよう十分に留意するものとする。

（保育時間）

第６条　事業の保育時間は，月曜日から土曜日までの午前７時から午後６時までとする。

（事業の利用申し込み）

第７条　事業の利用を希望する保護者は，一時預かり事業利用申込書（様式第1号）及びその他の必要な書類を添えて，施設長に提出するものとする。

（事前の利用決定など）

1. 施設長は前条の申込書などにより内容を審査の上，利用の可否を決定し，一時預かり事業利用承認通知書（様式第２号）または一時預かり事業利用不承認通知書（様式第３号）により，保護者に通知するものとする。

（事業の利用期間）

第９条　第２条各号に規定する事業の利用期間は，次のとおりとする。

（１）　非定型的保育サービス事業及び継続的利用保育サービス事業の利用期間は，申込を行った当該年度末までの必要な期間とし，翌年度も引き続いての事業の利用を希望する場合は，再度事業の利用申込を行うものとする。

（２）　緊急保育サービス事業の利用期間は，保育を開始した日から起算して２週間を超えないもの

とする。ただしやむを得ない事情のときは，最大４週間まで（出産を事由とする場合には，最大８週間まで）利用することができる。

　　 （３）　私的理由による保育サービス事業の利用期間は，原則として週３日を限度とする。

（事業利用の承諾取消）

第10条　施設長は次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には，利用の承諾を取り消すことができる。

　（１）　対象児童として要件を満たさなくなったとき。

　（２）　虚偽の申込みやその他の不正な手段により，利用の承諾を受けたとき。

（３）　その他やむを得ない事由により，当該当児童の保育を継続することが困難と認められたとき。

（対象児童の処遇）

第11条　対象児童の処遇は，この要綱に定めるもののほか，入園児童に準ずるものとする。

（事業の利用辞退）

第12条　事業のうち非定型的保育サービスの利用を辞退しようとする保護者は，事前に一時預かり事業利用辞退届（様式第４号）を施設長に提出しなければならない。

（保護者の費用負担）

第14条　対象児童の保護者は，別表に定める事業の実施に要する費用の一部を負担するものとする。

（細目）

第15条 この要綱に定めるもののほか，事業の実施に関し必要な事項は，施設長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日より用いる。

別表：一時預かり事業保護者負担分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（対象児童１日あたり日額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象児童の属する世帯の区分 | ３ 歳 未 満 児 | ３ 歳 以 上 児 |
| 生活保護法（昭和25年法律第 144号）による被保護世　帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰　国の促進並びに永住帰国した中残留邦人等及び特定　配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第　　30号）による支援給付受給世帯 | ０円 | ０円 |
| 上記の世帯を除き当該年度分（４月分から６月分まで　の利用料を決定する場合は，前年度分）の市町村民税非課税世帯及び所得税法（昭和22年法律第27号）による寡婦・寡夫控除が適用されないひとり親家庭で，かつ寡婦・寡夫控除が適用されたものとみなすことによって，当該年度分（４月分か　ら６月分までの利用料を決定する場合は，前年度分）市町村民税が非課税となる世帯 | ０円 | ０円 |
| その他の世帯 | ２，４００ 円 | １，２００円 |

備考

１　利用日の属する月の初日現在の満年齢により，保護者負担額の決定を行うものとする。

２　半日利用の場合の保護者負担額については，この表に定める１日当たりの保護者負担額の２分の１の額とする。

３　「半日利用」とは，午前７時30分から午後０時45分まで又は午後０時45分から午後６時までのいずれかの時間内における利用をいう。

４　上記保護者負担額のほかに飲食物費として日額 300円を実費負担とする。ただし，半日利用でおやつのみの飲食の場合は，100円とする。